

協議事項（3）海部構想区域における具体的対応方針の了承について

1 経緯

地域医療構想の達成に向けて、都道府県は毎年度、2025 年における具体的対応方針を取りまとめることとされている。 《参照資料 2：参照通知文 3》

2 令和 5 年度 具体的対応方針（案）

事務局において直近の報告等より次のとおり取りまとめた。

(1) 病院

(資料 3 - 2)

① 2025 年において担う役割の方針*

- ・直近（令和 5 年 5 月 23 日更新）の愛知県地域保健医療計画別表等（以下「別表」という。）より作成
- ・「在宅」については在宅療養支援病院を東海北陸厚生局へ届出した実績による。
※構想区域において 5 疾病（糖尿病を除く）5 事業等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として別表に掲載される基準に準ずることとされている（平成 30 年度愛知県医療審議会決定）。

② 2025 年に持つべき病床数の方針

- ・2021（令和 3）年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成

(2) 有床診療所

(資料 3 - 3)

① 2025 年において担う役割の方針（救急、周産期、在宅医療）

- ・直近（令和 5 年 5 月 23 日更新）の別表の掲載内容により作成

②（参考）有床診療所の役割

- ・2021（令和 3）年度病床機能報告より作成

③ 2025 年に持つべき病床数の方針

- ・2021（令和 3）年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成